



# 掛金納付対象職員届Q & A

こちらに掲載されている事項の他によくご質問のある事項については機構ホームページに掲載しております。

WAM 退職手当

検索

Q1

新しく開始した施設・事業分の掛金届がありませんが、どのようにしたらよろしいでしょうか。

A

新しく開始した施設・事業を共済制度に加入する場合は、すみやかに「施設等新設届・申出書（約款様式第1号）」をご作成し、独立行政法人福祉医療機構 共済部 退職共済課にご提出してください。

「施設等新設届・申出書」の手続き完了後、当該事業に係る掛金届を機構から送付しますので、ご作成・ご提出をお願いします。

ただし、当該事業開始（又は申出日）が、2025年4月1日 の場合、当該事業に係る掛金届は、「施設等新設届・申出書」で兼ねるのでご提出の必要はありません。

Q2

掛金届の記載内容を誤ってしまったのですが、どのように訂正すればよろしいでしょうか。

A

誤った部分を横線で抹消し、正しい内容を記入してください。

\*訂正印（法人印や事務担当者の個人印）は不要です。

Q3

職員がいない施設・事業がありますが、掛金届を返送するのでしょうか。

A

送付した掛金届については、白紙も含めて全てのページを返送してください。職員がいない施設・事業については必ず「掛金納付対象職員数欄」に0（ゼロ）と記入し返送してください。

Q4

保育士の職種番号は、何番ですか。

A

03番になります。その他の職種については、下表を参照してください。

なお、下表にない職種については、その職務内容から考え、最も近いものを選んでください。

|      |    |                                              |    |                                                     |    |                                                      |
|------|----|----------------------------------------------|----|-----------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------|
| 職種番号 | 01 | 施設長（園長・所長・寮長・院長）等                            | 06 | 看護師・准看護師・保健師等                                       | 11 | 介助員等                                                 |
|      | 02 | 児童指導員・生活指導員（支援員・相談員）・精神障害者社会復帰指導員・ソーシャルワーカー等 | 07 | 作業指導員・職業指導員・作業療法士・理学療法士・マッサージ師・聴能訓練担当職員・言語機能訓練担当職員等 | 12 | ホームヘルパー・世話人等                                         |
|      | 03 | 保育士・児童生活支援員・児童自立支援専門員等                       | 08 | 栄養士等                                                | 13 | 介護支援専門員・ケアマネージャー等                                    |
|      | 04 | 介護職員・ケアワーカー等                                 | 09 | 調理員・調理師等                                            | 14 | 01～13までのいずれの職種にも該当しないもの（例えば、運転手・用務員・薬剤師・守衛・ボイラー技士 等） |
|      | 05 | 医師等                                          | 10 | 事務員・事務長・副施設長・副園長等                                   |    |                                                      |

Q5

俸給の調整額とはどういうものですか。

A

給与規程で定める本俸額が、業務の困難度や負荷に比して適当ではない職員がいる場合に、本俸の是正・調整する目的で支給する手当です。機構が定める要件に一致していることが給与に関する規程で明確に確認でき、かつ、機構が適正と認めた場合に扱います。

Q6

定年退職などで退職手当金を請求したのち、再雇用による再加入は可能ですか。

A

再雇用条件が下記要件を満たしていれば、加入する「必要」があります。

加入要件は次のとおりです。

- ① 従業先が共済契約対象施設・事業であること
- ② 契約上の1か月の労働時間が、正規職員の所定労働時間の3分の2以上であること
- ③ 1年以上の雇用契約期間があること

ただし、2006年（平成18年）及び2016年（平成28年）の制度改正後に採用した職員は、「制度改正後に加入させない手続きを行った施設」では、再加入できません。（※軽費老人ホーム等の施設転換の場合は、制度改正後を転換日後と読み替える。）

また、退職後、再加入する場合の掛金届の記入方法については表面の「職員番号 00007 秋田連」と、手書きで記入している「秋田連」の欄をご参照ください。

なお、選択肢として正規職員を退職時に退職手当金を請求しないで、加入し続けた方が、相対的に退職手当金の受給額が多くなる場合もあります。ご退職者が請求方法を選択・判断の際、機構ホームページ（退職手当共済事業）にある「退職手当金『退職・再加入』シミュレーション」をご活用ください。

Q7

合算制度と継続異動の違いは何でしょうか。

A

合算制度とは、通常の転職に対応するもので、一定の条件を満たして共済契約者間で転職すると、転職前後の被共済職員期間を合算できる制度です。

継続異動とは、業務上の必要から共済契約者間で、人員の異動を予め合意している場合に、退職扱いではなく、最初から異動後の共済契約者の被共済職員であったとみなす制度です。

継続異動で異動した場合は、「8. 継続異動減」になり、継続異動で異動してきた場合は、「7. 継続異動増」になります。

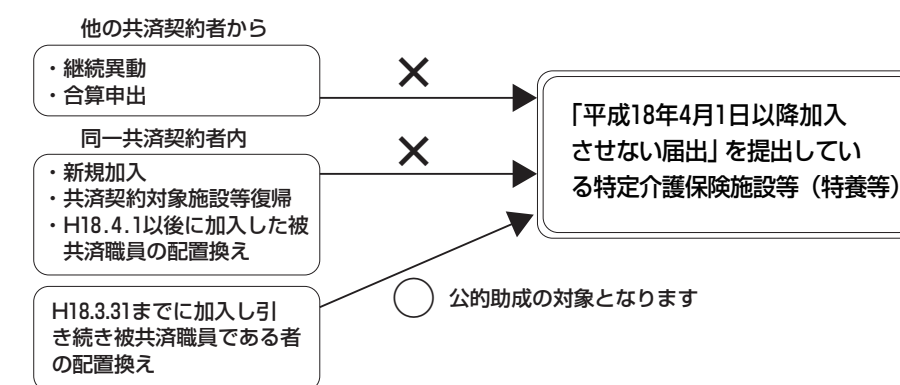
また、合算申出で退職した場合は、「10. 合算申出減」、合算申出で加入した場合は「9. 合算申出増」となります。

Q8

「平成18年4月1日以降に採用した特別養護老人ホーム等在籍職員を被共済職員としない届出書」（障害者支援施設等は平成28年と読み替えて下さい。）を提出した施設・事業に「7.継続異動増」はできますか。

A

できません。2006年（平成18年）3月31日までに加入した被共済職員（障害者関係施設は2016年（平成28年）と読み替えて下さい。）の配置換のみ可能です。



Q9

養護老人ホームで「特定施設入居者生活介護」の指定を受けました。この場合、介護保険の指定の有無は「有」になりますか。

A

なりません。養護老人ホームが介護保険の指定を受けた軽費老人ホームへ転換した場合は、介護保険の指定の有無の「無」を抹消して「有」を記入してください。

Q10

現在経営している施設のうち、1施設を2024年度中に廃止しました。この場合、掛金届はどのように記入したらよいでしょうか。

A

記入事項は次の通りです。

- ・「施設・事業廃止年月日」欄→廃止年月日
- ・「異動内容」欄→「2. 退職」「4. 配置換減」「6. 契約対象外施設等異動減」「8. 継続異動減」「10. 合算申出減」のいずれかになります。（2025年4月1日時点では当該施設は廃止状態ですので、職員数は0人の状態になります。）
- ・「従業状況」欄→廃止日までの従業状況

※併せて「共済契約対象施設等一部廃止等届（約款様式第12号）」の提出が必要です。

※施設・事業の一部を休止、経営移管した場合も同様の手続きが必要となります。

Q11

退職手当共済制度における育児休業終了年月日について教えてください。

A

退職手当共済制度における育児休業終了日は「子」の1歳の誕生日の前日までです。但し、一定の場合（※）は1歳6か月又は2歳に達する日までとなります。（その他、子が1歳2か月に達するまでの間育児休業を取得できるパパママ育休プラスの制度等もあります。）

※一定の場合とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で延長が認められている以下の内容に該当する場合のことです。

1 保育所等に入所を希望しているが、1歳（又は1歳6か月）に達する日後の期間について、入所できない場合

2 子の養育を行っている配偶者であって、1歳（又は1歳6か月）に達する日後の期間について、子の養育を行う予定であった者が、死亡、負傷、疾病等、離婚等により、子を養育することができなくなった場合

（注）上記に該当しない場合（就業規則で育児休業期間の延長を認めている場合等）は、育児休業期間は「子」の1歳の誕生日の前日までとなり、それ以外の月については被共済職員期間とならない月となります。